少年犯罪の原因帰属に関する心理学的研究 ――罪種と世代による比較――

板 山 昂*1 加 藤 潤 三*2

Psychological research on causal attributions of juvenile delinquency

Comparison by Offence and Generation

Akira Itayama^{* 1} Junzo Kato^{* 2}

Abstract

Differences in the attribution of causes of juvenile delinquency were surveyed according to the type of criminal offence. The offences were: homicide, shoplifting, and drinking and smoking. The different generations were college students and their parents, with the questionnaire administered to 160 participants.

Factor analysis obtained seven factors and an analysis of variance revealed that parent's factor scores were higher than those of students in all the factors and the parents results showed no difference by type of crime.

Overall the subjects perceived the causes of juvenile delinquency, in order of importance, as: social factors, personality, family, school, and the community.

キーワード

少年犯罪、原因帰属、罪種、世代

I. 問題

本研究の目的は、少年犯罪の原因帰属を罪種別および年代別に比較することである。 最近の少年犯罪に関して、その発生率や凶悪化の増加傾向について様々な意見がある。 例えば「最近は少年犯罪が増えた」「無差別な事件が多い」「昔に比べて凶悪化している」 などである。しかし、実際に犯罪白書などで確認してみるとその数は減少している。だが、 少子化が進んでいる事を考えると割合的には平行線であるという意見もある。凶悪化に関 しても、残虐な事件は以前にも多々存在しており、現在の発生頻度も増加しているわけで

^{*1} いたやま あきら: 関西国際大学大学院人間行動学研究科〈2008.12.11受理〉

^{*2} かとう じゅんぞう:大阪国際大学人間科学部講師

はない。しかし、少年による犯罪が頻繁にマスコミをにぎわしている現状において、これが深刻な社会問題であることに変わりはない。

これまで犯罪心理学の領域では、犯罪を起こした個人の内的要因である人格や特性、外的要因であるその犯罪者を取り巻く社会環境についての研究が進められてきている。例えばLombroso(1916)は、犯罪者は①生まれながらにして犯罪者になると運命づけられている、②身体的および精神的特徴を持っており、一般人との識別が可能である、③野蛮人の「先祖がえり」した者であるなど、犯罪者の生来的な特性に焦点をあてた研究を行っている。またKretschmer(1955)は、体格と気質の関係を検討し闘士型の体型の人は暴力犯罪、細身型の体型の人は小窃盗や詐欺を行いやすいなど、体格や人格が犯罪と関連する可能性について言及している。一方、外的要因である犯罪者を取り巻く社会的・環境的要因に関する研究としては、Durkheim(1897)が提唱した原始社会から近代社会への展開期には伝統的な社会規範のシステムが崩壊し個人の欲望が無限に増大するアノミー(無機性状態)になり犯罪が増加するとした「アノミー論」がある。また、Becker(1978)は、犯罪者・非行者にラベリング(レッテル)を貼る事によって、自己評価が低下し、自他共にそれを認めるようになり逸脱行動が増すとした「ラベリング理論」を提唱している。

これら一連の研究により個人の犯罪行動を規定する要因が明らかにされてきている。それを受け社会(特にメディア)は、ある犯罪が起こったとき、「なぜそのような犯罪が起こったのか」というような事件の背後にある、犯罪者自身の闇の部分に関する心理学的側面を大きく取り上げるようになりやすい。具体的な例では個人の知性や性格、精神病質的人格などの個人的要因、そして他者との関係性や個人が置かれている状況などの社会的要因などである(山根,1983)。このようにメディアが人々の関心を煽りたてるため、人々は犯罪の「原因」に関心や注意を払いやすくなってしまうと考えられる。

個人の行動の原因を推測する過程を心理学の分野では原因帰属というが、特に犯罪のような複雑な事象を理解・説明するために一般住民は、個人的な経験やマスコミなどからの情報をもとに、その人独自に作り上げた独自の理論(しろうと理論)を用いる傾向がある(Furnham, 1988)。このFurnhamの理論によると、人は複雑でわかりにくい事象に対して極端で、単純でわかりやすいものに原因を求める傾向があるとされる。特に犯罪に関するしろうと理論では、犯罪者の遺伝や身体・性格的な本人の特徴を重視し、その犯罪者のおかれている状況や環境を軽視する「状況の過小評価」という特徴があるとされている。

このしろうと理論に表されるように、人々は犯罪の原因について、少なからずバイアスのかかった認知をすることがある。犯罪の原因帰属における相違としてFurnham&Henderson (1983) は、青少年犯罪に関する一般市民の原因帰属を調査し、女性は男性よりも家庭や教育機関の問題に青少年犯罪の原因を帰属しやすく、年長者は若年者よりも社会化の欠如や意志薄弱の問題に青少年犯罪の原因を帰属しやすいことなどを明らかにしている。また、Hollin & Howells (1987) は、侵入盗・強盗・性的暴力の3つの犯罪についての原因帰属を検討し、侵入盗・強盗は教育の失敗や親のしつけの失敗によって説明されることが多く、性的暴力は精神的不安定さから説明される傾向があり、この説明には性や年齢による違いがあるとしている。また戴・大渕 (2004) は、罪を犯す少年の人格領域、家庭領域、学校領域、

地域領域、社会領域の5領域に関して広く原因項目を収集し、どの要因が強く認知されているか、またデモグラフィック要因(年齢、性別、中学生と高校生の子どもや孫の有無)がどのように影響するかについて検討を試みた。この載らの研究により、例えば、若年者よりも年長者のほうが非行において人格的原因を全般的に強く認知するなど、年齢層によって原因帰属しやすい領域が異なることが明らかにされている。

ただし戴らの研究では、青少年犯罪全般に対する原因帰属であり、青少年犯罪の種類によって原因帰属が異なるかは明らかにされていない。例えば、殺人と窃盗などでは、犯罪の凶悪さ・刑罰の重さが同じではない。Hollin & Howells (1987) の研究からも、罪種の相違は人々の犯罪に対する意識や認知に相違をもたらし、ひいては原因帰属の仕方にも相違をもたらすと考えられる。そこで、本研究では少年犯罪の種類による原因帰属の相違を検討することを目的としている。また、戴らの研究では青少年犯罪の原因帰属において、年代の影響が強いことを明らかにしていたが、それぞれの年代がおかれている立場については、明示されているわけではない。そこで本研究は、大学生とその親で比較検討を行う。立場としては、前者は少年と比較的近い年代であり、後者は少年の保護者と近い年代になると考える。

以上のように、少年犯罪に対する原因帰属を検討することにより、しろうと理論による原因帰属の偏向を見直すことが可能となるであろう。現在、一般市民が参加する裁判員制度の導入が目前に迫っている。裁判員制度について「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」や「素人に裁判が行えるのか不安である」などの心理的不安の声を耳にすることがある。この裁判員制度が導入された時、原因帰属の偏向によって、客観的な事実が歪曲されたり、省略されたりすれば、導き出される判決が必ずしも適切なものになるとは言えず、場合によっては被告人の人生を不当に左右することになりかねない。犯罪の原因について考え直すことで、より公平な広い視点で判断できるようになるのではないだろうか。この様なことも念頭におきながら調査を行った。

Ⅱ. 方法

1. 調査対象者

大学生103名 (男性62名,女性41名) : 平均年齢20.95 (*SD* = 1.06) 親世代57名 (男性25名,女性32名) : 平均年齢50.61 (*SD* = 7.95) 調査対象者全体160名 (男性87名,女性73名) : 平均年齢31.52 (*SD* = 15.03)。

2. 調査手続き

1)独立変数の設定

本調査で設定する罪種を選定するために、予備調査として学生27名(男性13名・女性14名)、平均年齢20.81(SD=.88)に質問紙調査を行なった。犯罪白書(法務所法務総合研究所2006)より、犯罪の種類20項目(殺人、暴行、窃盗、強盗、放火、障害、ナイフ所持、痴漢、家出、飲酒・喫煙、深夜徘徊、強姦、恐喝、不良交友、援助交際、万引き、いじめ、家庭内暴力、薬物乱用、無免許運転)を抜粋した。この20項目がどの程度反社会的・人道に反しているかを100点満点(100に近いほど反社会的・人道に反している)で評定させ

た。得点が最も高い犯罪(M=98.48, SD=4.41)として「殺人」、得点が中程度の犯罪 (M=55.89, SD=26.56)として「万引き」、得点が最も低い犯罪 (M=24.48, SD=29.11)として「飲酒・喫煙」を選定した。

2)調査方法

講義中に質問紙調査を行なった。その際に、親世代に行なうための質問紙を同時に配布。 自宅にて親に回答してもらい、後日回収した。

3)調査項目

戴・大渕 (2004) の研究を参考に、人格領域11項目、家庭領域10項目、学校領域9項目、地域領域10項目、社会領域6項目(計5領域、46項目)を設定した。いずれも5件法 (「1.全くあてはまらない」~「5.非常によくあてはまる」) で測定した。以下に各領域の質問項目例をあげる。

- ①人格領域(「スリルを求めている」・「社会道徳性やモラルにかける」など)
- ②家庭領域(「親が子育てを放棄している」・「両親の仲が悪い」など)
- ③学校領域(「同級生との関係が希薄である」 など)
- ④地域領域(「地域の犯罪発生率が高い」・「地域に危険な場所が多い」 など)
- ⑤社会領域(「社会全般に思いやりの心が失われている」 など)

選定した3つの少年犯罪(殺人、万引き、飲酒・喫煙)を起こしている少年の特徴として、上記5領域がどの程度あてはまるかについて、それぞれ回答してもらった。

Ⅲ. 結果

1. 因子分析

領域ごとに因子分析をおこなった。まず少年自身の特徴(人格領域)に関する項目(11項目)に対して因子分析(主因子法・プロマックス回転、以下同様)を行った。共通性が.30以下の5項目を除去し、再度分析をおこなった結果、1因子が抽出された。この因子を「セルフコントロールの未熟さ」と命名した。(Table 1)。

Table 1 A	格領域の因子分析結果	(主因子法・	プロマッ	クス回転)
-----------	------------	--------	------	-------

項目	セルフコントロールの未熟さ	h^2
反省力がない	.71	.50
社会道徳性やモラルに欠ける	.68	.47
同情心がない	.64	.41
感情と行動をうまくコントロールできない	.63	.40
甘えの気持ちが強い	.61	.37
目標がなく投げやりである	.61	.37
_α 係 数	.81	

少年の家庭の特徴(家庭領域)に関する項目(10項目)に対して因子分析を行った。その結果、2因子が抽出された。第1因子を「親子関係としつけの悪さ」、第2因子を「家庭環境の悪さ」と命名した(Table 2)。

少年犯罪の原因帰属に関する心理学的研究

Table 2 水层原域V/四丁/	1 州和木(工四)位 7 日	・ノノハ回転)	
項目	親子関係としつけの悪さ	家庭環境の悪さ	h^2
家庭の雰囲気が悪い	.80	02	.61
親が子育てを放棄している	.78	02	.59
親子の会話が少ない	.77	02	.58
幼児期からのしつけが不十分	.69	04	.45
親に親としての自覚がない	.67	.10	.55
親が子どもを甘やかしすぎ	.67	05	.42
両親の仲が悪い	.49	.30	.51
片親である	17	.93	.71
家庭が貧しい	.11	.56	.40
家族が反社会的な行動を行なっている	.36	.39	.45
因子間相関	1.00	.61	
		1.00	
a 係数	88	72	

Table 2家庭領域の因子分析結果(主因子法・プロマックス回転)

少年犯罪を起こしている少年が通う学校の特徴(学校領域)に関する項目(9項目)に対して因子分析を行った。その結果、1因子が抽出された。この因子を「学校環境の悪さ」と命名した(Table 3)。

Table 3 学校領域の因子分析結果(主因子法・プロマックス回転)

	学校環境の悪さ	h^2
教師間の連携や協力が欠けている	.76	.57
教育スキルが不十分な教師が多い	.75	.56
教育委員会の学校への指導が不十分である	.75	.56
個々の生徒に対する理解が不十分である	.73	.53
非行やいじめに対する処置が甘い	.73	.53
進学や成績を重視し、道徳心を教えない	.72	.51
教師に対する信頼がない	.67	.45
教師が社会的に問題のある行動をとっている	.61	.37
同級生との関係が希薄である	.57	.33
α 係 数	.89	

少年が、生活している地域の特徴(地域領域)に関する項目(10項目)に対して因子分析を行った。共通性が、30以下の3項目を除去し、再度分析をおこなった結果、2因子が抽出された。第1因子を「地域防犯対策の不備」、第2因子を「近隣関係の希薄化」と命名した。(Table 4)。

Table4 地域領域の因子分析結果(主因子法・プロマックス回転)

項目	地域防犯対策の不備	近隣関係の希薄化	h^2		
警察の取締りが甘い	.77	17	.47		
地域全体の防犯設備が整っていない	.75	06	.51		
地域に危険な場所が多い	.71	.09	.59		
地域の犯罪発生率が高い	.57	.16	.47		
廃墟や壊れた車、放置自転車が多い	.51	.24	.46		
近所付き合いや町内会などの活動が減った	06	.78	.56		
青少年が利用できる施設や公園が減った	01	.77	.58		
因子間相関	1.00	.59			
		1.00			
α係数	.83	.74			

少年犯罪が起こる現代の社会の特徴(社会領域)に関する項目(6項目)に対して因子分析を行った。共通性が、30以下の1項目を除去し、再度分析をおこなった結果、1因子が抽出された。この因子を「社会全体の規範欠如」と命名した(Table 5)。

Table 5 社会領域の因子分析結果(主因子法・プロマックス回転)

項目	社会全体の規範欠如	h^2
社会全般に思いやりの心が失われている	.83	.60
社会全般のモラルが低下している	.74	.68
社会全体が青少年を甘やかす	.68	.57
経済的な豊かさを最も重視する社会である	.63	.43
他人のことに無関心である	.56	.54
<u>a</u> 係数	.82	

2. 分散分析

世代と罪種による相違を検討するために、各因子について簡便的因子得点を算出し、各因子に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行った。分析結果をTable 6 にまとめた。

少年犯罪の原因帰属に関する心理学的研究

Table 6 分散分析結果

		殺人	万引き	飲酒・喫煙		R	yan	法	
	全体	4.04(.67)	4.01(.66)	3.66(.86)	1	=	2	>	3
セルフコントロールの未熟さ	学生	3.86(.65)	3.81(.64)	3.25(.85)	1	=	2	>	3
	親世代	4.21(.64)	4.22(.56)	4.08(.57)	1	=	2	=	3
	全体	3.86(.66)	3.74(.76)	3.63(.82)	1		>		3
親子関係としつけの悪さ	学生	3.73(.71)	3.51(.78)	3.23(.80)	1	>	2	>	3
	親世代	3.99(.52)	3.97(.63)	4.03(.54)	1	=	2	=	3
	全体	2.76(.90)	2.92(.89)	3.46(.93)	1	=	2	<	3
家庭環境の悪さ	学生	2.65(.93)	2.89(.91)	3.03(.91)	1	<	2	=	3
	親世代	2.87(.82)	2.95(.86)	3.89(.67)	1	=	2	<	3
	全体	3.85(.60)	3.66(.74)	3.55(.53)	1	>	2	>	3
学校環境の悪さ	学生	3.75(.65)	3.43(.78)	3.16(.98)	1	>	2	>	3
	親世代	3.94(.46)	3.89(.55)	3.93(.57)	1	=	2	=	3
	全体	3.49(.77)	3.67(.79)	3.52(.97)	1	=	3	<	2
地域防犯対策の不備	学生	3.41(.78)	3.60(.82)	3.31(1.02)	1	=	3	<	2
	親世代	3.58(.72)	3.74(.71)	3.73(.78)	1	=	2	=	3
	全体	3.53(.93)	3.54(.93)	3.30(1.14)	1	=	2	>	3
近隣関係の希薄化	学生	3.45(.92)	3.37(.96)	2.98(1.16)	1	=	2	>	3
	親世代	3.61(.94)	3.71(.81)	3.63(.96)	1	=	2	=	3
	全体	4.10(.65)	4.02(.71)	3.90(.91)	1	=	2	>	3
社会全体の規範欠如	学生	3.98(.70)	3.83(.76)	3.59(.98)	1	>	2	>	3
ツガやは(CD) ツ・ハモギだと、、・	親世代	. ,	4.21(.53)		1	=	2	=	3

※平均値(SD)

※'='は差がない。'<'の向きは差があり、その大きさの向きを示している。 1= 殺人 2= 万引き 3= 飲酒・喫煙

①人格領域

「セルフコントロールの未熟さ」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする 2 要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代 (F (1,158) =36.23,p<.001)、罪種 (F (2,316) =22.51,p<.001))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙に差が認められたが、殺人と万引きには差が認められなかった。また、殺人、万引き、飲酒・喫煙の順番で得点が高かった。世代と罪種の交互作用が認められた(F (2,316) =8.65,p<.01)。単純主効果の検定の結果、学生においては殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙に差が認められた(MSe =.27)。しかし、親世代では罪種別に単純主効果は認められなかった。

②家庭領域

「親子関係としつけの悪さ」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代 (F(1,158)=31.68,p<.001)、罪種 (F(2,316)=6.71,p<.005))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と飲酒・喫煙には差が認められたが、殺人と万引き、万引きと飲酒・喫煙には差が認められなかった。世代と罪種の交互作用が認められた(F(2,316)=9.58,p<.001)。単純主効果の検定の結果、学生においては殺人と万引き、万引きと飲酒・

喫煙、殺人と飲酒・喫煙それぞれに差が認められ、殺人、万引き、飲酒・喫煙の順に得点が高かった(MSe=.28)。親世代では罪種別に単純主効果は認められなかった。

「家庭環境の悪さ」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代(F(1,158)=12.18,p<.001)、罪種(F(2,316)=41.23,p<.001))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙には差が認められたが、殺人と万引きには差が認められなかった。また、飲酒・喫煙、万引き、殺人の順に得点が高かった。世代と罪種の交互作用が認められた(F(2,316)=13.73,p<.001)。単純主効果の検定の結果、学生においては、殺人と万引き、殺人と飲酒・喫煙に差が認められなかった。親世代においては、殺人と放酒・喫煙においては差が認められなかった。親世代においては、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙において走が認められ(MSe=.48)、飲酒・喫煙の得点が最も高かった。殺人と万引きにおいては差が認められなかった。

③学校領域

「学校環境の悪さ」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代(F(1,158) =21.50,p<.001)、罪種(F(2,316) =15.65,p<.001))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と万引き、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙それぞれに差が認められ、殺人、万引き、飲酒・喫煙の順に高かった。世代と罪種の交互作用が認められた(F(2,316) =14.53,p<.001)。単純主効果の検定の結果、学生において殺人と万引き、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙すべてに差が認められ(MSe =.21)、殺人、万引き、飲酒・喫煙の順で得点が高かった。親世代において単純主効果は認められなかった。

4地域領域

「地域防犯対策の不備」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代(F(1,158)=4.57,p<.05)、罪種(F(2,316)=4.25,p<.05))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と万引き、万引きと飲酒・喫煙に差が認められ、万引きの得点が最も高かった(MSe=.31)。また、世代と罪種の交互作用は認められなかった。

「近隣関係の希薄化」に対して、世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代(F(1,158)=7.60,p<.01)罪種(F(2,316)=6.88,p<.01))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙には差が認められ(MSe=.39)、飲酒・喫煙の得点が最も低かった。世代と罪種の交互作用が認められた(F(2,316)=5.99,p<01)。単純主効果の検定の結果、学生のみに差が認められ、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙に差があった(MSe=.39)。親世代において単純主効果は認められなかった。

⑤社会領域

「社会全体の規範欠如」において世代(2)×罪種(3)を独立変数とする2要因の分散分析を行ったところ、世代と罪種においてそれぞれ主効果が認められた(世代(F(1,158)=15.43,p<.001)、罪種(F(2,316)=6.71,p<.01))。世代の主効果が認められ、学生よりも親世代の得点の方が高かった。罪種の主効果に対し、Ryan法による多重比較を行った結果、殺人と飲酒・喫煙、万引きと飲酒・喫煙にのみ差が認められた。世代と罪種の交互作用が認められた(F(2,316)=5.59,p<.01)。単純主効果の検定の結果、学生において差が認められ殺人と万引き、万引きと飲酒・喫煙・殺人と飲酒・喫煙それぞれに差が認められ(MSe=.24)、殺人、万引き、飲酒・喫煙の順に得点が高かった。しかし、親世代において単純主効果は認められなかった。

3. 原因帰属の順位 (ランキング)

全体として、おおむね学生よりも親世代の方が各罪種の各因子に対し高得点であった。 また、罪種による帰属の差が明らかになった。

こうした少年犯罪に対する学生と親世代の罪種別による認知構造の特徴をさらに詳細に捉えるために、戴・大渕 (2004) を参考にして5領域の全因子の平均値を3つの罪種ごとに全回答者、学生、親世代の帰属因子のランキングを作成した(殺人: Table 7、万引き: Table 8、飲酒・喫煙: Table 9)。

まず殺人(Table 7)において、学生と親世代を比較すると少年による殺人の原因に対して、ほぼ同じ原因に帰属する傾向があった。しかし、親世代の方が学生よりもすべてにおいて平均値が高かった。特に「セルフコントロールの未熟さ」においてその差は大きかった。また、「親子関係としつけの悪さ」と「学校環境の悪さ」においても大きな差があり、親世代が学生よりも親子関係としつけの不十分さ、学校の問題点に強く帰属していた。さらに、少年による殺人の一番の原因として「社会全体の規範欠如」に帰属していた。

		1 able	/ ベスパッカボロ/市街川口	1.10		
	全回答者		学生		親世代	
順位	因子名	平均値	因子名	平均值	因子名	平均值
1	社会全体の規範欠如	4.10	社会全体の規範欠如	3.98	社会全体の規範欠如	4.21
2	セルフコントロールの未熟さ	4.02	セルフコントロールの未熟さ	≤ 3.86	セルフコントロールの未熟さ	4.21
3	親子関係としつけの悪さ	3.86	学校環境の悪さ	3.75	親子関係としつけの悪さ	3.99
4	学校環境の悪さ	3.85	親子関係としつけの悪さ	3.73	学校環境の悪さ	3.94
5	近隣関係の希薄化	3.53	近隣関係の希薄化	3.45	近隣関係の希薄化	3.61
6	地域防犯対策の不備	3.49	地域防犯対策の不備	3.41	地域防犯対策の不備	3.58
7	家庭環境の悪さ	2.76	家庭環境の悪さ	2.65	家庭環境の悪さ	2.87

Table 7 殺人の原因帰属順位表

次に万引き(Table 8)において、学生と親世代の結果を比較すると、少年による万引きの原因に対して、殺人と同様に親世代の平均値が全体的に高く、親世代の方が学生よりも少年の人格的な要因に強く帰属していた。また殺人とは異なり、学生と親世代の万引きの原因に対する認知構造の違いが見てとれた。学生においては、地域領域の「地域防犯対策の不備」が上位であったが、親世代においては下位であった。それとは逆に親世代では、「親子関係としつけの悪さ」、「学校環境の悪さ」が上位であった。

Table 8 万引きの原因帰属順位表

					· ·	
	全回答者		学生		親世代	
順位	因子名	平均值	〔	平均值	[因子名	平均值
1	社会全体の規範欠如	4.02	社会全体の規範欠如	3.83	セルフコントロールの未熟さ	4.22
2	セルフコントロールの未熟さ	4.01	セルフコントロールの未熟さ	3.81	社会全体の規範欠如	4.21
3	親子関係としつけの悪さ	3.74	地域防犯対策の不備	3.60	親子関係としつけの悪さ	3.97
4	学校環境の悪さ	3.66	親子関係としつけの悪さ	3.51	学校環境の悪さ	3.89
5	地域防犯対策の不備	3.67	学校環境の悪さ	3.43	地域防犯対策の不備	3.74
6	近隣関係の希薄化	3.54	近隣関係の希薄化	3.37	近隣関係の希薄化	3.71
7	家庭環境の悪さ	2.92	家庭環境の悪さ	2.89	家庭環境の悪さ	2.95

次に、飲酒・喫煙(Table 9)においての学生と親世代を比較すると、少年による飲酒・喫煙の原因に対しては、親世代の方が学生よりもすべてにおいて平均値が高かった。また飲酒・喫煙の特徴としては「セルフコントロールの未熟さ」が学生と親世代でかなり大きな平均値の差があった。さらに大きな特徴として学生は「地域防犯対策の不備」に強く帰属していた。

Table 9 飲酒・喫煙の原因帰属順位表

		Table J Kill 大座V	冰四冲内原丛	
	全回答者	学生	親世代	
順	位 因子名 平均位	直 因子名	平均値 因子名	平均值
]	社会全体の規範欠如 3.89	社会全体の規範欠如	3.59 社会全体の規範欠如	4.19
2	? セルフコントロールの未熟さ 3.66	地域防犯対策の不備	3.31 セルフコントロールの未熟さ	4.08
3	3.63 親子関係としつけの悪さ 3.63	セルフコントロールの未熟さ	※ 3.25 親子関係としつけの悪さ	4.03
4	学校環境の悪さ 3.55	親子関係としつけの悪さ	3.23 学校環境の悪さ	3.93
5	5 地域防犯対策の不備 3.52	学校環境の悪さ	3.16 家庭環境の悪さ	3.89
(3.46 家庭環境の悪さ 3.46	家庭環境の悪さ	3.03 地域防犯対策の不備	3.73
7	7 近隣関係の希薄化 3.30	近隣関係の希薄化	2.98 近隣関係の希薄化	3.63

罪種による相違点を検討するために調査者全体の罪種の帰属因子のランキングを作成した(Table 10)。

Table 10 罪種の原因帰属順位表

	全回答者		学生		親世代	
順位	因子名	平均值	因子名	平均值	因子名	平均值
1	社会全体の規範欠如	4.10	社会全体の規範欠如	4.02	社会全体の規範欠如	3.89
2	セルフコントロールの未熟さ	4.02	セルフコントロールの未熟さ	4.01	セルフコントロールの未熟さ	3.66
3	親子関係としつけの悪さ	3.86	親子関係としつけの悪さ	3.74	親子関係としつけの悪さ	3.63
4	学校環境の悪さ	3.85	学校環境の悪さ	3.66	学校環境の悪さ	3.55
5	近隣関係の希薄化	3.53	地域防犯対策の不備	3.67	地域防犯対策の不備	3.52
6	地域防犯対策の不備	3.49	近隣関係の希薄化	3.54	家庭環境の悪さ	3.46
7	家庭環境の悪さ	2.76	家庭環境の悪さ	2.92	近隣関係の希薄化	3.30

これによると世代別とは違い、各罪種の帰属因子の順位には大きな差は見られなかった¹⁾。3つの罪種を比較すると4位以上の順位に違いはないが、下位の地域領域の2因子の順位は罪種ごとに変動していた。また、殺人では「近隣関係の希薄化」が、万引き、飲酒・喫煙よりも順位が上位であった。

Ⅳ. 考察

本研究は、少年犯罪を誘発している原因として戴・大渕 (2004) を参考に少年自身の人格、家庭、学校、地域、社会の5領域を設け、少年犯罪の原因として人々がどのように認知しているかを、罪種および世代間で比較し、その相違点を明らかにすることを目的とした。

まず領域ごとの因子分析の結果、人格領域では「セルフコントロールの未熟さ」、家庭領域では「親子関係としつけの悪さ」、「家庭環境の悪さ」、学校領域では「学校環境の悪さ」、地域領域では「地域防犯対策の不備」、「近隣関係の希薄化」、社会領域では「社会全体の規範欠如」の計7因子が抽出された。各因子について罪種と世代による原因帰属の相違を検討したところ、いずれの因子においても親世代の方が学生よりも得点が高く、この傾向は罪種を問わず一貫していた。このことは、学生より親世代の方が、原因帰属を多面的に行なっていることを示すものである。ただし、罪種間で差が認められなかったことから考えれば、親世代では罪の軽重が問題ではなく、罪そのものが問題になるのではないだろうか。一方、学生においては、例えば「セルフコントロールの未熟さ」において、殺人および万引きと飲酒・喫煙に差が認められるなど、各因子において罪種間で差が認められた。すなわち学生は、罪の軽重によって原因帰属の仕方を変えているのであり、この傾向は親世代とは異なるものである。

また、学生と親世代による原因帰属の相違の典型的な特徴として、親世代は罪種に関係なく、学生よりも少年の内的な「セルフコントロールの未熟さ」に強く帰属する傾向があった。個人の一般的な認知傾向に、行為者は自己の行為の原因を外的要因に、観察者は行為者の行為の原因を内的要因に帰属しやすい「行為者一観察者バイアス(Jones,E.E.& Nisbett,R.E.,1972)」がある。その点、少年と年代が離れており、第三者的(観察者的)な色合いが強い親世代では、少年の内的要因である「セルフコントロールの未熟さ」に強く帰属したと考えられる。一方、少年と近い年代である学生では、デモグラフィック要因のレベルでは自己と少年を同一視しやすいため、親世代よりも第三者的な色合いは薄くなる。それゆえ「セルフコントロールの未熟さ」への帰属が総体的に低くなったと考えられる。

罪種ごとにおける原因帰属の特徴を示せば、全般的には社会領域・人格領域・家庭領域・学校領域・地域領域の順に原因が帰属されやすかった(Table10参照)。載らの研究においても、原因帰属のされやすさは、社会領域・人格領域・家庭領域・学校領域・地域領域の順であり、本研究の結果は、先行研究を支持するものであった。

ただし、罪種間の平均値には差が認められており、この結果から言えば、「家庭環境の悪さ」および「地域防犯対策の不備」を除く因子では、殺人と万引きの得点は、飲酒・喫煙の得点よりも高かった。また特に「親子関係としつけの悪さ」と「学校環境の悪さ」については、万引きよりも殺人の得点が高かった。このことから、殺人のように重い罪では、社会や人格領域に強く帰属されるだけでなく、少年の人格や社会規範意識などを育成する教育の場である家庭や学校領域の問題点にも強く原因帰属されるのではないだろうか。一方、万引きの場合には、社会や人格領域だけでなく、「地域防犯対策の不備」のように、地域領域にも強く帰属されていた。このことから、万引きが起こる原因として警察の取締

りの甘さや危険箇所の放置など、地域の防犯への試みの甘さに原因を強く帰属していると考えられる。なお飲酒・喫煙については、「家庭環境の悪さ」が殺人、万引きよりも強く帰属されており、家庭の経済状況の悪さや家族が反社会的な行動をおこなっていることに帰属していると考えられる。ただし、飲酒・喫煙の大きな特徴のもう1つとして、殺人や万引きに比べ、「セルフコントロールの未熟さ」が低く、この傾向は特に学生で顕著であった。学生サンプルには未成年者もいたため、場合によってはこのサンプルの中に、自らが行為者に該当する回答者もいたかもしれない。その場合、行為者自身の行為の原因は外的に帰属されるため、その分得点が低くなったのではないだろうか。

以上のように、罪種や世代によって少年犯罪に対する原因帰属が異なることが明らかになった。このことより、一般市民が少年犯罪を考える際には様々な考え方、認知があり、様々な要因がからみあっていることを念頭において検討していくことが重要であると考える。

本研究の問題点としては、世代において大学生とその親世代にしか調査を行なっておらず、少年犯罪において年齢が該当する中・高生にも調査を行う必要がある。また、本研究では少年犯罪を対象としたが、2009年5月から始まる裁判員制度では種々の犯罪を一般市民が扱い、その量刑を決める事になる。その事を踏まえ他の罪種や事件の具体的な状況設定によって原因帰属がどのように異なるかを検討することも必要であろう。さらにその事件の量刑判断に原因帰属がどのように関係、影響するかを明らかにすることも必要であると考える。

注釈

1) これはあくまで順位における差であり、平均値に差がないことを意味するものではない。

引用文献

Becker,H.S/ 村上直之(訳)『アウトサイダーズ』、新泉社、1978年

Durkheim, E. /宮島 喬(訳)『自殺論』、中公新書、1985年

Furnham,A.F./ 細江達郎 (監)『しろうと理論』、北大路書房、1992年

Furnham, A. & Henderson, M. "Lay theories of delinquency." European Journal of Social Psychology, 13, 107-120, 1983

Hollin, C. & Howells K. "Lay explanations of delinquency: Global or offense specific?" British Journal of social Psychology, 26, 203-210, 1987

法務所法務総合研究所『犯罪白書2006』、大蔵省印刷局、2007年

Jones, E. & Nisbett, R.E. "The actor observer: Divergent perceptions of the causes of behavior. In E.E. Jones, D. Kanouse, H.H.Kelley, R.E.Nisbett, S. Valins & B.Weiner (Eds.), Attribution: Perceiving the cause of behavior." New York: General learning Press. 1972

Kretschmer,E/的場 均(訳)『体格と気質』、文光堂、1955年

Lombroso,C./ 三浦閣造(訳)『犯罪と遺伝,個性の教育』、成文堂、1916年

戴 伸峰・大渕 憲一「少年犯罪に対する一般市民の認知」、『犯罪心理学研究』、第42巻、第2号、2004 年

山根清道、『犯罪心理学』、新曜社、1983年